

6. 邑南町防災行政無線施設条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 20 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、邑南町防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。

（設置）

第 2 条 この無線施設は、非常災害並びに行政事務に関する連絡及び農林情報の伝達施設として電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）に基づき設置する。

（業務）

第 3 条 無線施設の業務は、法第 52 条に定めるところにより、次の各号に定める業務を行う。

- （1） 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡
- （2） 行政の広報及び農林業に関する情報連絡
- （3） その他町長が必要と認めた広報及び連絡

（加入及び廃止）

第 4 条 無線施設に加入及び廃止しようとする者は、邑南町防災行政用無線施設（個別受信機）設置申請書（様式第 1 号）及び邑南町防災行政用無線施設（個別受信機）廃止届出書（様式第 2 号）を提出し町長の承認を受けるものとする。

（経費の負担及び減免）

第 5 条 無線施設の加入者は、無線施設の設置に要する経費の一部を負担するものとする。

- 2 前項に定める負担金は、町長が別に定める。
- 3 戸別受信設備の電源及び電池に要する経費は、加入者の負担とする。
- 4 町長は、災害その他やむを得ない事由により必要と認めるときは、第 2 項に定める負担額を減免することができる。

（保守管理）

第 6 条 無線施設の保守管理に関する業務は、町長が指定する者でなければこれを取り扱うことができない。

- 2 無線施設の障害が、戸別受信設備を置く者の故意又は過失によるものである場合にあっては、その復旧の費用は、当該戸別受信設備を置く者の負担とする。
- 3 戸別受信設備を置く者は、当該戸別受信設備に異状が発生したときは、直ちに町長に届出なければならない。

（個別受信設備の保全）

第 7 条 戸別受信設備は、加入者が常に良好な状態で維持管理し、その保全に努めなければならない。

（委任）

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の羽須美村農村情報連絡無線施設の設置及び管理に関する条例(平成 5 年羽須美村条例第 1 号)又は瑞穂町防災行政用無線施設の設置及び管理に関する条例(昭和 59 年瑞穂町条例第 22 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号(第 4 条関係)

邑南町防災行政無線施設(戸別受信機)設置申請書

この度、邑南町防災行政無線施設の戸別受信機を設置したいので申請いたします。

年 月 日

(申請人)

住所 邑南町 番地

氏名 印

邑南町長 様

邑南町防災行政無線施設(戸別受信機)廃止届出書

私は、邑南町防災行政無線施設の戸別受信機を廃止したいので届け出ます。

年 月 日

(申請人)

住所 邑南町 番地

氏名 印

邑南町長 様

記

1 廃止年月日

年 月 日より

2 廃止理由